

答 申

1 審査会の結論

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業審査委員会議事録（第4回以降）」の一部を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

公文書公開請求に係る文書（以下「本件対象公文書」という。）についての管理者の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業は、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみをバイオマス資源として利活用するために、PFI手法により施設の建設及び維持管理を行うものである。当該事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、市職員及び外部の有識者からなる審査委員会が最優秀提案及び次点提案を選定した。

本件対象公文書は、第1回から第7回まで開催した審査委員会のうち、第4回以降の議事録である。

(2) 非公開とした理由

非公開とした、発言した委員名は、これを公にすると、将来の審査委員会において、誰が発言した内容かを明らかにされることを念頭において発言することとなり、各委員の自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがある。

したがって、将来の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。

3 異議申立ての内容の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成26年12月24日付けで行った本件対象公文書の公開請求に対し、管理者が平成27年1月7日付けで行った一部公開決定処分の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

本件審査委員会の委員は、ほとんどが公務員等である。公務員等の職務遂行に係る情報については積極的に公開し、その説明責任を果たすべきである。また、バイオマス利活用施設整備・運営事業は、住民の生活に大きくかかわる問題であるから、市は住民にきちんと説明責任を果たすべきである。

条例第6条第1項第7号でいう「おそれ」の判断には単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり、その解釈運用については、条例の趣旨を踏まえ慎重に判断すべきである。

以上により、管理者が本件対象公文書を一部非公開としたことは、妥当でなく、公開すべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 公務員等の職務遂行に係る情報について

異議申立人が主張する公務員等の職務遂行に係る情報は説明責任の観点から積極的に公開すべきとする点について、これは、条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）に関する主張であると考えられるが、実施機関である管理者が本件対象公文書を非公開とした理由は、「2 実施機関の説明の要旨」にあるとおり、条例第6条第1項第7号（事務事業遂行情報）に該当するためであるから、以下、その点について検討する。

(3) 条例第6条第1項第7号の非公開情報について

ア 事務事業遂行情報

条例第6条第1項第7号柱書の非公開情報は、市の機関等が行う事務又は事業に関する

情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

そして、同種の事務又は事業が反復される場合において、公開請求に係る公文書の公開により、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときも同号に含まれる。

実施機関の説明によると、本件対象公文書は、同種の事務又は事業が反復される場合において、公開請求に係る公文書の公開により、「将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に当たると主張するので、以下検討する。

イ 同種の事務又は事業が反復される場合

本件対象公文書は、P F I 手法により施設の建設及び維持管理事業を行う事業者選定のための審査委員会の議事録である。

P F I 手法とは、地方自治体が行っている社会資本の整備・運営を民間主体に移管する手法であり、民間資金と企業経営のノウハウを用いて効率のよい公共事業を行い、財政支出削減を目的とするものである。このように、公共サービスの機能を民間に移行し、行政機関をスリム化し、財政支出削減を目的とする手法は今後も継続的に行われることが予想され、その事業を遂行する事業者を選定するための審査委員会の開催も、同様に予想される。

したがって、同種の事務又は事業が反復される場合といえる。

ウ 将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

本件対象公文書中の発言した委員名を公開することにより、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかが問題となるが、本件対象公文書中の発言した委員名を公開することになると、各発言内容を発言した委員が明らかになり、今後の審査委員会において、誰が発言した内容かが明らかにされることを念頭において発言することとなり、自由闊達な意見交換が損なわれる蓋然性が高い。

よって、本件対象公文書中の発言した委員名を公開することにより、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ まとめ

したがって、本件対象公文書中の発言した委員名は、条例第6条第1項第7号の非公開情報に該当する。

(4) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり、本件対象公文書の一部を非公開としたことは妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
27. 2. 27	○諮問（第83号）
27. 5. 8	○諮問（第84号）と併合
27. 6. 18	○実施機関から非公開理由説明書を受理
27. 6. 19	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
27. 7. 2	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人から意見を聴取 ○審査
27. 7. 21	○審査
27. 9. 25	○審査
27. 11. 30	○答申内容の決定

氏 名	所 属 团 体 等
入 江 容 子	愛 知 大 学
河 邊 伸 泰	弁 護 士
渡 邊 齊	元朝日新聞論說委員